

周南市簡易水道事業の設置に関する条例等の一部を改正する等の条例制定について

周南市簡易水道事業の設置に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように定める。

平成28年12月6日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市簡易水道事業の設置に関する条例等の一部を改正する等の条例

(周南市簡易水道事業の設置に関する条例の一部改正)

第1条 周南市簡易水道事業の設置に関する条例(平成22年周南市条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表中1 熊毛地区の表を削り、同表中「2 鹿野地区」を「鹿野地区」に改める。

(熊毛町簡易水道給水条例の廃止)

第2条 熊毛町簡易水道給水条例(平成9年熊毛町条例第43号)は、廃止する。

(周南市給水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 周南市給水施設の設置及び管理に関する条例(平成15年周南市条例第228号)の一部を次のように改正する。

別表周南市原給水施設の項を削る。

(周南市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 周南市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例(平成22年周南市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 熊毛地区水道事業

第3条中「前条第1項第2号から第5号まで」を「前条第1項第3号から第6号まで」に改める。

別表第1水道事業の項の次に次のように加える。

熊毛地区 水道事業	周南市大字中村、大字安田、清光台町、新清光台一丁目、新清光台二丁目、新清光台三丁目、新清光台四丁目、勝間ヶ丘一丁目、勝間ヶ丘二丁目、勝間ヶ丘三丁目、藤ヶ台一丁目、藤ヶ台二丁目、呼坂本町、熊毛中央町、高水原一丁目、高水原二丁目、高水原三丁目、鶴見台一丁目、鶴見台二丁目、鶴見台三丁目、鶴見台四丁目、鶴見台五丁目、鶴見台六丁目	14,870 人	6,200立方メートル
	周南市大字樋口、大字原、大字清尾、大字呼坂、大字奥関屋、大字大河内、大字小松原の各一部		

(周南市水道事業給水条例の一部改正)

第5条 周南市水道事業給水条例（平成15年周南市条例第231号）の一部を次のように改正する。

第1条中「簡易水道事業をいう。）」の次に「及び熊毛地区水道事業（市が経営する熊毛地区における水道事業）」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年3月31日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に、第1条の規定による改正前の周南市簡易水道事業の設置に関する条例別表1 熊毛地区の表に定める給水区域（以下「熊毛地区給水区域」という。）において給水を受けていた者又は第3条の規定による改正前の周南市給

水施設の設置及び管理に関する条例（以下「旧周南市給水施設の設置及び管理に関する条例」という。）別表の周南市原給水施設の給水区域（以下「原給水区域」という。）において給水を受けていた者であって施行日以後も給水を受けるものについては、それぞれのメーターの口径に応じ、第5条の規定による改正後の周南市水道事業給水条例（以下「新周南市水道事業給水条例」という。）第33条に定める加入金を納入されているものとみなす。

- 3 この条例の施行日前に、第2条の規定による廃止前の熊毛町簡易水道給水条例又は旧周南市給水施設の設置及び管理に関する条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為（旧周南市給水施設の設置及び管理に関する条例については、原給水区域において給水を受けていた者に係る処分、手続その他の行為に限る。）は、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際、現に熊毛地区給水区域又は原給水区域において給水を受ける者に係る熊毛地区水道事業の水道料金については、新周南市水道事業給水条例第25条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(参 考)

周南市簡易水道事業の設置に関する条例新旧対照表（第1条の改正）

現 行		改 正 案	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
1 熊毛地区			
名称	給水区域	給水人口 (人)	1日最大 給水量 (立方メ ートル)
御所尾原簡易水道	周南市大字呼坂字御所尾の一部	530	189
幸ヶ丘自由ヶ丘簡易水道	周南市大字大河内字熊毛幸ヶ丘、小田の一部、自由ヶ丘、鳴小田の一部、水神の一部、一連の一部	2,000	816
勝間原簡易水道	周南市大字呼坂字勝間原の一部	1,100	456
定光簡易水道	周南市大字呼坂字定光の一部	180	77
鶴見台簡易水道	周南市鶴見台1丁目、鶴見台2丁目、鶴見台3丁目、鶴見台4丁目、鶴見台5丁目、鶴見台6丁目及び大字安田字大兵、七夕、中村、定明の各一部	1,220	434
緑ヶ丘簡易水道	周南市大字呼坂字緑ヶ丘	580	207

現行				改正案	
清光台簡易水道	周南市清光台町の一部	920	381		
新清光台簡易水道	周南市新清光台1丁目、新清光台2丁目、新清光台3丁目、新清光台4丁目及び大字中村字歳迫の一部、横田の一部並びに大字大河内字井ノ迫の一部	2,100	880		
叶松簡易水道	周南市大字呼坂字叶松、字平畠の各一部	174	55		
夢ヶ丘簡易水道	周南市大字呼坂字夢ヶ丘の一部	1,440	551		
勝間ヶ丘簡易水道	周南市勝間ヶ丘2丁目、勝間ヶ丘3丁目及び大字呼坂字叶松、喰出、北藤ヶ峠の各一部	675	224		
幸ヶ丘第2簡易水道	周南市大字大河内字新造坊の一部	208	95		
藤ヶ台簡易水道	周南市藤ヶ台1丁目、藤ヶ台2丁目	364	127		
2 鹿野地区				鹿野地区	
(略)				(略)	

周南市給水施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第3条の改正）

現行		改正案	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	給水区域	名称	給水区域
周南市八代給水施設	周南市立八代小学校、旧熊毛町営高代住宅及び周南市立八代幼稚園	周南市八代給水施設	周南市立八代小学校、旧熊毛町営高代住宅及び周南市立八代幼稚園
周南市原給水施設	周南市営原住宅、周南市営第2原住宅及び周南市大字原字西徳万の一部	周南市鶴いこいの里給水施設	周南市鶴いこいの里施設（須野河内分館を除く。）、周南市熊北診療所、旧八代中学校施設、周南市八代農産物加工所及び周南市営八代住宅
周南市鶴いこいの里給水施設	周南市鶴いこいの里施設（須野河内分館を除く。）、周南市熊北診療所、旧八代中学校施設、周南市八代農産物加工所及び周南市営八代住宅		

周南市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（第4条の改正）

現行	改正案
<p>(事業の設置)</p> <p>第2条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、次の事業（以下「水道事業等」という。）を設置する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(地方公営企業法の適用)</p> <p>第3条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定により、簡易水道事業（<u>前条第1項第2号から第5号までに規定する事業をいう。</u>）及び下水道事業に法の規定の全部を適用する。</p> <p>別表第1（第4条関係）</p>	<p>(事業の設置)</p> <p>第2条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、次の事業（以下「水道事業等」という。）を設置する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>熊毛地区水道事業</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(地方公営企業法の適用)</p> <p>第3条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定により、簡易水道事業（<u>前条第1項第3号から第6号までに規定する事業をいう。</u>）及び下水道事業に法の規定の全部を適用する。</p> <p>別表第1（第4条関係）</p>

現行				改正案			
事業名	給水区域	計画給水人口	計画1日最大給水量	事業名	給水区域	計画給水人口	計画1日最大給水量
水道事業	周南市大字櫛ヶ浜、大字栗屋、大字大島、大字給島、大字久米（滑を除く。）、大字徳山（小野、水上、堀越を除く。）、大字上村、大字下上（居守迫を除く。）、大字大津島（字黒髪島を除く。）、周南市鼓海一丁目、鼓海二丁目、鼓海三丁目、二番町一丁目、二番町二丁目、二番町三丁目、三番町一丁目、三番町二丁目、三番町三丁目、毛利町一丁目、毛利町二丁目、毛利町三丁目、児玉町一丁目、児玉町二丁目、児玉町三丁目、岐山通一丁目、岐山通二丁目、岐山通三丁目、弥生町一丁目、弥生町二丁目、弥生町三丁目、月丘町一丁目、月丘町二丁目、月丘町三丁目、月丘町四丁目、梅園町一丁目、梅園町二丁目、梅園町三丁目、辻町、岐南町、花島町、鐘楼町、岡田町、緑町一丁目、緑町二丁目、緑町三丁目、今宿町一丁目、今宿町二丁目、今宿町三丁目、今宿町四丁目、初音町一丁目、初音町二丁目、初音町三丁	120,000人	59,500立方メートル	水道事業	周南市大字櫛ヶ浜、大字栗屋、大字大島、大字給島、大字久米（滑を除く。）、大字徳山（小野、水上、堀越を除く。）、大字上村、大字下上（居守迫を除く。）、大字大津島（字黒髪島を除く。）、周南市鼓海一丁目、鼓海二丁目、鼓海三丁目、二番町一丁目、二番町二丁目、二番町三丁目、三番町一丁目、三番町二丁目、三番町三丁目、毛利町一丁目、毛利町二丁目、毛利町三丁目、児玉町一丁目、児玉町二丁目、児玉町三丁目、岐山通一丁目、岐山通二丁目、岐山通三丁目、弥生町一丁目、弥生町二丁目、弥生町三丁目、月丘町一丁目、月丘町二丁目、月丘町三丁目、月丘町四丁目、梅園町一丁目、梅園町二丁目、梅園町三丁目、辻町、岐南町、花島町、鐘楼町、岡田町、緑町一丁目、緑町二丁目、緑町三丁目、今宿町一丁目、今宿町二丁目、今宿町三丁目、今宿町四丁目、初音町一丁目、初音町二丁目、初音町三丁	120,000人	59,500立方メートル

現行		改正案	
目、相生町一丁目、相生町二丁目、相生町三丁目、沖見町一丁目、沖見町二丁目、沖見町三丁目、新宿通一丁目、新宿通二丁目、新宿通三丁目、新宿通四丁目、新宿通五丁目、新宿通六丁目、西松原一丁目、西松原二丁目、西松原三丁目、西松原四丁目、南浦山町、新地一丁目、新地二丁目、新地三丁目、江口一丁目、江口二丁目、江口三丁目、原宿町、今住町、住吉町、蓮ヶ浴一丁目、蓮ヶ浴二丁目、東北山一丁目、東北山二丁目、北山一丁目、北山二丁目、御山町、浦山一丁目、浦山二丁目、戎町一丁目、戎町二丁目、戎町三丁目、野上町一丁目、野上町二丁目、都町一丁目、都町二丁目、都町三丁目、本町一丁目、本町二丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、有楽町、代々木通一丁目、代々木通二丁目、御幸通一丁目、御幸通二丁目、桜馬場通一丁目、桜馬場通二丁目、桜馬場通三丁目、新町一丁目、新町二丁目、若宮町一丁目、若宮町二丁目、銀南街、みなみ銀座一丁目、みなみ銀座二丁目、平和通一丁目、平和通二丁目、銀座一丁目、銀座二丁目		目、相生町一丁目、相生町二丁目、相生町三丁目、沖見町一丁目、沖見町二丁目、沖見町三丁目、新宿通一丁目、新宿通二丁目、新宿通三丁目、新宿通四丁目、新宿通五丁目、新宿通六丁目、西松原一丁目、西松原二丁目、西松原三丁目、西松原四丁目、南浦山町、新地一丁目、新地二丁目、新地三丁目、江口一丁目、江口二丁目、江口三丁目、原宿町、今住町、住吉町、蓮ヶ浴一丁目、蓮ヶ浴二丁目、東北山一丁目、東北山二丁目、北山一丁目、北山二丁目、御山町、浦山一丁目、浦山二丁目、戎町一丁目、戎町二丁目、戎町三丁目、野上町一丁目、野上町二丁目、都町一丁目、都町二丁目、都町三丁目、本町一丁目、本町二丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、有楽町、代々木通一丁目、代々木通二丁目、御幸通一丁目、御幸通二丁目、桜馬場通一丁目、桜馬場通二丁目、桜馬場通三丁目、新町一丁目、新町二丁目、若宮町一丁目、若宮町二丁目、銀南街、みなみ銀座一丁目、みなみ銀座二丁目、平和通一丁目、平和通二丁目、銀座一丁目、銀座二丁目	

現行

目、昭和通一丁目、昭和通二丁目、飯島町一丁目、飯島町二丁目、糀町一丁目、糀町二丁目、川端町一丁目、川端町二丁目、柳町、橋本町一丁目、橋本町二丁目、速玉町、河東町、慶万町、舞車町、東山町、松保町、若草町、新宮町、青山町、上遠石町、遠石一丁目、遠石二丁目、遠石三丁目、五月町、横浜町、宮前町、由加町、御影町、権現町、入船町、徳山港町、千代田町、築港町、住崎町、那智町、晴海町、清水町、泉原町、楠木一丁目、楠木二丁目、大内町、扇町、秋月一丁目、秋月二丁目、秋月三丁目、秋月四丁目、周陽一丁目、周陽二丁目、周陽三丁目、江の宮町、瀬戸見町、花陽一丁目、花陽二丁目、孝田町、桜木一丁目、桜木二丁目、桜木三丁目、城ヶ丘一丁目、城ヶ丘二丁目、城ヶ丘三丁目、城ヶ丘四丁目、城ヶ丘五丁目、平原町、学園台
周南市大字富田（仙島を除く。）、周南市川崎一丁目、川崎二丁目、川崎三丁目、土井一丁目、土井二丁目、宮の前一丁目、宮の前二丁目、中央町、政所一丁

改正案

目、昭和通一丁目、昭和通二丁目、飯島町一丁目、飯島町二丁目、糀町一丁目、糀町二丁目、川端町一丁目、川端町二丁目、柳町、橋本町一丁目、橋本町二丁目、速玉町、河東町、慶万町、舞車町、東山町、松保町、若草町、新宮町、青山町、上遠石町、遠石一丁目、遠石二丁目、遠石三丁目、五月町、横浜町、宮前町、由加町、御影町、権現町、入船町、徳山港町、千代田町、築港町、住崎町、那智町、晴海町、清水町、泉原町、楠木一丁目、楠木二丁目、大内町、扇町、秋月一丁目、秋月二丁目、秋月三丁目、秋月四丁目、周陽一丁目、周陽二丁目、周陽三丁目、江の宮町、瀬戸見町、花陽一丁目、花陽二丁目、孝田町、桜木一丁目、桜木二丁目、桜木三丁目、城ヶ丘一丁目、城ヶ丘二丁目、城ヶ丘三丁目、城ヶ丘四丁目、城ヶ丘五丁目、平原町、学園台
周南市大字富田（仙島を除く。）、周南市川崎一丁目、川崎二丁目、川崎三丁目、土井一丁目、土井二丁目、宮の前一丁目、宮の前二丁目、中央町、政所一丁

現行

目、政所二丁目、政所三丁目、政所四丁目、桶川町、清水一丁目、清水二丁目、古川町、川手一丁目、川手二丁目、西千代田町、古市一丁目、古市二丁目、古泉一丁目、古泉二丁目、古泉三丁目、花園町、野村一丁目、野村二丁目、野村三丁目、椎木町、道源町、三笹町、温田一丁目、温田二丁目、富田一丁目、富田二丁目、日地町、平野一丁目、平野二丁目、浜田一丁目、丸山町、港町、小川屋町、坂根町、河内町、新堤町、大神一丁目、大神二丁目、大神三丁目、大神四丁目、大神五丁目、開成町、臨海町、竹島町、野村南町、渚町、長田町、福川一丁目、福川二丁目、福川三丁目、皿山町の一部、社地町、福川中市町、上迫町、本陣町、若山一丁目、若山二丁目、御姫町、新地町、西柵町、新田一丁目、新田二丁目、福川南町、羽島一丁目、羽島二丁目、羽島三丁目、かせ河原町、中畷町、室尾一丁目、室尾二丁目
周南市大字夜市字宮ノ下、宮ノ馬場、上伊賀の一部、下伊賀、夜市川、寺内、的場、貝籠の一部、鬼石、下市、赤迫、上

改正案

目、政所二丁目、政所三丁目、政所四丁目、桶川町、清水一丁目、清水二丁目、古川町、川手一丁目、川手二丁目、西千代田町、古市一丁目、古市二丁目、古泉一丁目、古泉二丁目、古泉三丁目、花園町、野村一丁目、野村二丁目、野村三丁目、椎木町、道源町、三笹町、温田一丁目、温田二丁目、富田一丁目、富田二丁目、日地町、平野一丁目、平野二丁目、浜田一丁目、丸山町、港町、小川屋町、坂根町、河内町、新堤町、大神一丁目、大神二丁目、大神三丁目、大神四丁目、大神五丁目、開成町、臨海町、竹島町、野村南町、渚町、長田町、福川一丁目、福川二丁目、福川三丁目、皿山町の一部、社地町、福川中市町、上迫町、本陣町、若山一丁目、若山二丁目、御姫町、新地町、西柵町、新田一丁目、新田二丁目、福川南町、羽島一丁目、羽島二丁目、羽島三丁目、かせ河原町、中畷町、室尾一丁目、室尾二丁目
周南市大字夜市字宮ノ下、宮ノ馬場、上伊賀の一部、下伊賀、夜市川、寺内、的場、貝籠の一部、鬼石、下市、赤迫、上

現行			改正案			
	<p>市、西ヶ浴、高井、中村、角向、鬼武、来原、中塚、西ノ平、一ノ瀬、上畑、下畑、団地、才崎、周南市大字戸田字友広、北河内、押田東、押田西、上押田、岡村、西阿高1、西阿高2、西阿高3、東阿高1、東阿高2、市西、市東、十軒屋、橋本、佐畑、中河原、河原、菅原の一部、浴、戸田山、峠思ヶ浴、桑原、四郎谷東、四郎谷西、東津木、西津木、周南市大字湯野字上名山、下名山、牧の一部、原、佐古、小串原、下小串原、蔵本、上町、下町一区、下町二区、下迫、岡の谷、上小野、中小野、下小野一区、下小野二区、南古屋、北古屋、後山</p>			<p>市、西ヶ浴、高井、中村、角向、鬼武、来原、中塚、西ノ平、一ノ瀬、上畑、下畑、団地、才崎、周南市大字戸田字友広、北河内、押田東、押田西、上押田、岡村、西阿高1、西阿高2、西阿高3、東阿高1、東阿高2、市西、市東、十軒屋、橋本、佐畑、中河原、河原、菅原の一部、浴、戸田山、峠思ヶ浴、桑原、四郎谷東、四郎谷西、東津木、西津木、周南市大字湯野字上名山、下名山、牧の一部、原、佐古、小串原、下小串原、蔵本、上町、下町一区、下町二区、下迫、岡の谷、上小野、中小野、下小野一区、下小野二区、南古屋、北古屋、後山</p>		
(略)			<p>熊毛地区水道事業</p>	<p>周南市大字中村、大字安田、清光台町、新清光台一丁目、新清光台二丁目、新清光台三丁目、新清光台四丁目、勝間ヶ丘一丁目、勝間ヶ丘二丁目、勝間ヶ丘三丁目、藤ヶ台一丁目、藤ヶ台二丁目、呼坂本町、熊毛中央町、高水原一丁目、高水原二丁目、高水原三丁目、鶴見台一丁目、鶴見台二丁目、鶴見台三丁目、鶴見台四丁目、鶴見台五丁目、鶴見台六丁目 周南市大字樋口、大字原、大字清尾、大</p>	<p>14,870人</p>	<p>6,200 立方メートル</p>

現行	改正案		
	字呼坂、大字奥関屋、大字大河内、大字 小松原 の各一部		
	(略)		

周南市水道事業給水条例新旧対照表（第5条の改正）

現行	改正案
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、周南市水道事業（市が経営する水道事業及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）適用の簡易水道事業をいう。）の給水について、料金、給水装置工事の費用負担区分その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、周南市水道事業（市が経営する水道事業及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）適用の簡易水道事業をいう。）<u>及び熊毛地区水道事業（市が経営する熊毛地区における水道事業）</u>の給水について、料金、給水装置工事の費用負担区分その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。</p>